

## 2022 年度 サービス管理責任者等研修会 基礎研修 開催要項

### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

公益社団法人 大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

### 3 対象者

以下に掲げる障がい福祉サービスのいずれかを実施する事業者において、その事業所の従業者のうち、今後サービス管理責任者等として配置予定で、別表に掲げる業務内容に応じ、通算して別表右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

- (1)療養介護 (2)生活介護 (3)自立訓練（機能訓練） (4)共同生活援助  
(5)自立訓練（生活訓練※宿泊型も含） (6)自立生活援助 (7)就労移行支援  
(8)就労継続支援 A 型 (9)就労継続支援 B 型 (10)就労定着支援  
(11)障害者支援施設 (12)児童発達支援 (13)放課後等デイサービス  
(14)居宅訪問型児童発達支援 (15)保育所等訪問支援 (16)障害児入所支援

本研修修了者となった日以後、2 年以上のサービス管理責任者等の業務（※別紙「役割と業務」参照）について実地教育（OJT）を受け、実践研修を受講する者。

### 4 受講定員

196 名（1 回の研修あたり 49 名）

### 5 研修日程

演習 2 日間 ※受講日程の選択はできませんのでご了承ください。

### 6 研修日程・開催方法

|      | 日程                                  | 開催方法                           |
|------|-------------------------------------|--------------------------------|
| ① 日程 | 2022 年 10 月 6 日（木）<br>10 月 7 日（金）   | オンライン開催<br>（事前視聴・テスト・<br>Zoom） |
| ② 日程 | 2022 年 10 月 20 日（木）<br>10 月 21 日（金） |                                |
| ③ 日程 | 2022 年 11 月 26 日（土）<br>11 月 27 日（日） |                                |
| ④ 日程 | 2022 年 12 月 8 日（木）<br>12 月 9 日（金）   |                                |

注) **講義（事前視聴）については、一部変更する可能性があります。**

注) **研修過程で不正が確認できた場合は、直ちに受講を取り消します。また、研修終了後修了証を発行した後に不正を確認した場合は、修了証を無効とします。**

- ・①～④はすべて同一の内容です。受講日程の選択はできませんので、ご了承ください。
- ・受講日等については、受講決定通知でお知らせいたしますのでご確認をお願いします。
- ・原則として、決定後の日程変更はできません。
- ・講義を事前に視聴後、「講義理解度テスト合格証」を締切日までに事務局（大分県社会福祉士会）へ送付してください。詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。
- ・演習につきましては、Zoom での開催となります。演習終了後、研修効果測定テストを受けていただきます。「研修効果測定テスト合格証」を締切日までに事務局（大分県社会福祉士会）へ送付してください。詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。

## 7 研修内容（予定）

詳細は別紙研修カリキュラム参照

**講義（事前視聴）⇒ テスト ⇒ 質問 ⇒ 演習（Zoom）⇒ 質問 ⇒ テスト ⇒ 修了証**

## 8 受講者決定基準

大分県に所在する事業所に勤務する者。

大分県内事業所においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となる者。

受講希望者が定員を上回った場合、お申し込み時の優先順位を参考に受講決定します。

同一法人内から複数名お申し込みされる場合、よく検討された上で優先順位をつけてお申し込みをお願いします。

## 9 受講費

26,000 円（テキスト・資料代含）

受講決定通知後、支払期限までに指定口座へ受講費をお振込みください。

振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。

受講費の入金が確認できない場合は、受講ができません。

## 10 受講申し込み期間

**2022 年 7 月 19 日（火）10：00～ 8 月 16 日（火）9：00**

## 11 申込み方法（※**電子申請システムと郵送の2つが必要です**）

大分県社会福祉士会ホームページにあります電子申請システムにて申し込みをおこなってください。

（お申し込みが完了しますと、完了の通知がメールにて届きます。通知が届かない場合はお申し込みができていない可能性がありますので、再度お申し込み手続きを行ってください。）

※電子申請システムは入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。なお、電子申請でご推薦の方の ZOOM 等で受講できるメールアドレスを必ず付記してください。

#### 〈留意点〉

また、以下に掲げるものを別途郵送して下さい。

郵送物の締め切りは **8月16日（火）必着**とします。

(1) **実務経験書（郵送）**

(2) **受講者推薦書（郵送）**

※提出がない場合は、受講をお断りさせていただきます。

※内容に空欄、不備、虚偽等があった時は、申し込みを受け付けない場合があります。

### 1 2 受講決定

申込書の内容を確認の上、締切後、選考により受講可否を決定し、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。

※先着順ではありません。

※9月上旬頃までに受講可否の通知が届かない時は、事務局へお問い合わせ下さい。

※受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねますのでご遠慮願います。

### 1 3 事前課題の提出について

本研修では、受講決定された方全員に、事前課題を提出していただきます。

事前課題については、ホームページ上に掲載及び受講決定通知と一緒に手引きを郵送します。

期間内に提出して下さい。

注意点：各自、自身で事前課題を作成すること。

他の受講者と酷似した課題を提出した場合は、再提出を求める場合もございます。

※提出期限までに課題の提出がない場合は、受講決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

### 1 4 修了証

(1) カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

(2) 遅刻、早退、研修中の退席の著しい者等には、修了証は交付しません。

(20分以上の遅延も受講取り消しとなります。) オンラインの場合、長時間の意図的な切断は認めません。

(3) 講義動画の視聴後の「講義理解度テスト合格証」、「事前課題」について、定められた期日までに提出すること。

(4) 著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても修了と

なりませんので、ご注意ください。(事業所指定の申請については、修了証の添付が必要です。)

## 1 5 留意点

- (1) 申し込み時の氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力して下さい。(必要事項を記載した修了証書を研修最終日に交付します。)
- (2) 研修修了者について、必要事項を記載した名簿を作成し、本会および大分県にて厳重に管理します。
- (3) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合は、受講を取り消す場合があります。
- (4) 受講申込書等に記載された個人情報、本会のご案内および本研修の運営目的以外には使用しません。
- (5) 受講料の納入方法・期限等については、受講決定通知書にてご案内します。

## 1 6 その他

- (1) 本研修の演習は、オンラインでの開催を予定しております。カメラ付きの PC とイヤフォンマイク等のご準備をお願いします。  
※スマートフォンでの参加不可(演習)  
※事前の Zoom テストを行います
- (2) 平成30年度までにサービス管理責任者等研修会の修了者は、基礎研修ではなく、更新研修を令和5年度までに受講して下さい。
- (3) 受講決定後の受講者の変更はできません。  
なお、主催者の判断以外で入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承下さい。
- (4) 受講者の推薦については、すべての研修カリキュラムが受講できることを要件とします。
- (5) 研修受講にあたって配慮が必要な方は、受講申し込み時に備考欄にその旨の入力をお願いします。
- (6) 災害等により研修の中止・延期する場合は、大分県社会福祉士会ホームページに掲載いたします。なお、受講決定後の主催者の判断により中止、延期等を行う場合は、個別にこちらから文書等でご連絡を差し上げます。

## 1 7 問合せ

【本研修の受講手続等に関すること】

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人 大分県社会福祉士会

(TEL : 080-8565-6609 平日 9 : 00 ~ 17 : 00)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関することは指定申請を行う県や市へお問い合わせください。